

総務くらし建設委員会会議録	
開 会 日	令和7年6月11日（水）午前9時30分
閉 会 日	令和7年6月11日（水）午後1時45分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 伊藤真規子 副委員長 にしだ亮太 委 員 大島令子 木村さゆり 田崎あきひさ 富田えいじ なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会 議 事 件 の ため 出 席 した 者 の 職 氏 名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嵯峨 剛 税務課長 河瀬浩司 課長補佐 青山祐司 市民税係長 飼沼伸章 専門員 鈴木明伸 くらし文化部長 磯村和慶 次長 高木昭信 地域共生推進課長 熊谷美恵 地域共生係長 神谷将行 生涯学習課長 児玉 剛 課長補佐（文化財担当） 平岡優一 課長補佐（スポーツ担当） 閑谷乙温 文化財係長 浅見 景
	計 15 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 山田かずひこ 議会事務局長 門前 健 専門員 今津正文
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 36 号 長久手市税条例の一部を改正する条例について

税務課長 議案第 36 号について説明

なかじま委員 現行と改正後では、控除額や控除限度額が変わるということでよいのか。

税務課長 大学生年代の控除額について、改正前の現行においては、所得 48 万円以下の場合、45 万円が控除額となっていたが、改正後は所得額が上がり、95 万円以下については 45 万円、100 万円以下については 41 万円、105 万円以下については 31 万円、110 万円以下については 21 万円、115 万円以下については 11 万円、120 万円以下については 6 万円、123 万円以下については 3 万円というように、所得に応じて段階的に控除限度額が変更になる。

なかじま委員 市民税としては、どれくらい変化がある見込みなのか。

市民税係長 扶養の人数が把握できていない状況なので、具体的な金額は把握できていないが、大学生年代の扶養控除の額が増えるので、減収を見込んでいる。

なかじま委員 そうするとこの後、システム改修にも費用がかかるのか。

市民税係長 システム改修にも費用が必要となる。

なかじま委員 その金額は、今回は一緒に上がってきていないのか。

税務課長 今回は補正を上げていない。

なかじま委員 今後のスケジュールはどのようなか。

市民税係長 具体的なスケジュールは決まっていないが、改正の施行が令和 8 年度になるので、そこに向けて委託事務を進めていく。

なかじま委員 加熱式たばこの換算方法が変わることによって、たばこ税は増収見込みなのか、減収見込みなのか。

市民税係長 たばこ税は申告納税であり、加熱式たばこを紙巻きたばこに換算した後の数字で申告されるため、卸売業者から提出される資料では、改正によって実際に加熱式たばこがどれくらい税収が変わったかということとはわからない。たばこの値段が上がったとしても市民が同じように吸い続ければ、増収になると思う。

大島委員 特定親族特別控除は所得税が対象か。

市民税係長 所得税と、住民税にもある。

大島委員 市民税の根拠法は地方税法であるが、所得税が変わることによって地方税法も変わるということでよいのか。

税務課長 そのとおりであり、所得税の控除額が変わったことに伴い、市民税も変わる。

大島委員 令和6年分の確定申告はもう終わっているのに、令和7年分から適用されることになるか。

市民税係長 施行日は令和8年1月1日としており、令和7年分の所得から反映するため、確定申告の時期としては令和8年からとなる。

大島委員 たばこ税は加熱式のものも対象か。

税務課長 そのとおりである。

わたなべ委員 第18条の公示送達について、詳細はどのようなか。

税務課長 現在の公示送達の方法は、市役所のバス停横の掲示板に紙で掲示している。これがインターネットで閲覧できるようになるが、公示する項目としてどこまでインターネットで公開するかという点についてはまだ国から示されていないため、具体的な回答ができない。

大島委員 他の自治体に行くと、市役所の玄関入り口の見えるところに掲示板があったりする。長久手市は、駐車場の向こう側の道路に面して掲示板を設置しているが、市民に市税を身近に感じてもらうために、玄関入り口に掲示板を設置してはどうか。

税務課長 公示送達の意味は書類を郵送しても届かなかった場合でも誰も見ることができるということが一番の目的であり、議員の言われるように玄関横というのも一つの方法であるが、施設に関することなので、私の立場で場所を変えろといったようなことは答えることができない。

総務部長 課長が言ったように一般市民の目に触れるところに掲示することが趣旨である。現在の設置場所は県道田名古屋線沿いの通行者からも目に触れるところで、直接市役所庁舎に来ない方も見るようになる。設置の条件や、どこが一番目に触れるのかについて、研究していきたい。

なかじま議員 市税収入全体の試算としてはどのようなか。

税務課長 長久手市はまだ人口が増えている状況を鑑みると、これまでも増収となっておりしばらくはこの状態が続くのではないかと見込んでいる。

総務部長 今課長が言ったのは、市税全体の傾向として、まだ微増になっているということである。今回の地方税法の個々の改正に伴う増減収というのは、例えばたばこ税だと健康増進の関係で年々減ってきているが、たばこ料金が上がったという部分もあるので、一概にここだけを捉えて増収か減収かの見込みは立てにくい。就業調整の学生の税控除についても、今は物価高騰が続いており、学生でもアルバイトをしたり、働きながら就学したい方に寄与するため、税額控除という形で負担を緩和する改正になるので、この制度をどのような形で市民が活用するのかによる。その辺りの見込みが立てづらいので、全体では当面は微増だが、個々で捉えれば減収があったり増収があったりすると思う。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 37 号 長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

税務課長

議案第 37 号について説明

山田委員

用途変更宅地等と類似用途変更宅地は具体的にどのような土地か。

課長補佐

用途変更宅地等は前年度と新年度で用途の変更があった宅地等のことをいう。具体的には、住宅用地が非住宅用地になった宅地や、逆に非住宅用地が住宅用地になった宅地等のことをいう。これらの土地の税額計算方法について、地方税法の規定の場合、負担水準の計算に使う前年度課税標準額は、用途変更後の用途に係る市内全ての土地の平均の額を使うことになっている。ただし、今回のように条例に定めることにより、前年度から変更後の用途であったとみなして地域の実情に合ったきめ細かい課税をすることができるようになる。次に類似用途変更宅地等については、前年度と新年度で地目の変更等があった土地である。例えば雑種地から宅地に変わった土地について、これらの土地の税額計算に使用する前年度課税標準額は、その土地に類似する土地の額を使用することになっている。また、この類似する土地について、前年度と新年度で用途に変更があったものを類似用途変更宅地等という。そして、これらの土地の前年度課税標準額を使用する場合に、今回のように条例で定めることにより、前年度から変更後の用途であったとみなして、きめ細やかに計算ができるようにするものである。比準元となる土地についてもみなし方式を採用できるように、条例を改正するものになる。

山田委員

附則としてこの条例の適用が令和 3 年度以降となっているので、遡及して適用することになると思うが、本市における影響の分析について、金額とか件数とか、どのような見積もりになっているか。

税務課長

今回この条例が改正されていなかったことが判明したときに、仮に法律どおりの計算方式で行っていたらどれくらいの差が出るのかをシステム会社にも確認したが、愛知県内でもほとんどが長久手市と同様にみなし方式で計算しており、システム自体、税法に基づいて計算したことがないということであった。正式に計算するのが一番だが、そのためにはシステムを改修したり検証期間が必要であり、現時点では計算できな

いということであったため、どれくらいの差があるか算出していない。

山田委員 新条例に当てはまる方に通知が届くのはいつ頃になるか。

税務課長 長久手市は平成 11 年からみなし方式で計算しており、この令和 3 年から令和 7 年までの間も同様であるので、特段通知することは考えていない。

大島委員 固定資産税等の課税基準日は 1 月 1 日だが、課税にあたっての土地の種別は、例えば航空写真を撮って税務課職員が調べるのか、家を建てる時に市に申請が出された際か、登記するときに法務局からの情報で得るのか、どのようにして決めているのか。

課長補佐 家が建ったり地目が変わるかどうかは、基本的に法務局から登記の情報を定期的に取り寄せて把握している。その後実際に現地に行って詳細を確認して、課税を変えるという流れになる。

なかじま委員 特例は令和 8 年度までということだが、この特例の対象となるエリアは長久手市全体ということでしょうか。

税務課長 そのとおりである。

なかじま委員 特例は令和 8 年度で終了するのか。

税務課長 みなし方式が長久手市に適していると考えており、今後も条例を改正し、引き続きみなし方式で対応していく予定である。

なかじま委員 基本的には市内全体を宅地化していきたいという市の方針があるということか。

税務課長 今回の条例改正は、用途を変更すると当然税の計算式も変わるが、従前も変更後の用途とみなして計算するという内容なので、宅地を増やしていくといった意図があるわけではなく、その用途の変更があったときに、課税の計算をどのようにするかについて条例でみなし方式で定めるというものである。

専門員 この制度は、国が、評価替えについて地方税法の一部を改正するのに伴って、市で条例を改正している。それによってみなし方式を適用することから、今後も市がこのみなし方式を適用するには、3 年に 1 回、必ず条例を改正していかなければならない。課税の方式は、そもそも課税標準額に税率を乗じることで税額が算出されるため、今回の改正の趣旨は、その課税標準額を算出する元となっている負担調整の算出方法について、国が定めている用途変更宅地のものではなく、条例でみなし方式を適用するということである。

大島委員 法務局から情報を取り寄せて把握するということだが、現在経費節約のため 4 市町合同で航空写真を撮影していたと思う。これをもとに現況に合わせて評価、用途に応じて課税の標準額を決めるということはしていないのか。

課長補佐 現在は航空写真の撮影をみよし市、日進市、東郷町及び長久手市の 4 市町合同で行っている。1 月 1 日に近い日付で写真を撮影し、その内容も前年度と新年度で見比べ、例えば登記がされていない未登記の建物が

建っている場合は、航空写真をもとに現地を確認し、課税を変更したりするといった流れで事務を進めている。

専門員 そもそも地目認定は、地方税法で「1月1日現在において、現況に応じて地目認定をしなければならない」となっており、その根拠を基に航空写真を撮影している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 38 号 長久手交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地域共生推進課長

議案第 38 号について説明

わたなべ委員 改正前の「管理運営のために必要な職員を置く」を削除することによって何がかわるか。また、資料の令和 6 年度決算予定額が 680 万 6,111 円であるが、内容はどのようなか。

地域共生係長 今回の改正による交流プラザの管理方法の変更はない。現在管理はシルバー人材センターに委託しており、改正後についてもシルバー人材センターに委託する形をとりたいと考えている。決算予定額の内容については、施設管理で 365 万 9,458 円、清掃で 77 万 6,160 円、合計で 443 万 5,618 円をシルバー人材センターに委託している。

わたなべ委員 シルバー人材センターに委託すること、運営時間、休館日も全て変更はなく、今までのように運営していくということでしょうか。

地域共生係長 そのとおりである。

なかじま委員 「職員を置く」という規定を削除するが、運営体制については今までと変わらずシルバー人材センターへ委託することだが、議案の中では「多様な管理運用を行うことができるようにするため」という説明がある。今後、指定管理者の導入などを検討しているのか。検討しているのであればどのような状況か。

地域共生推進課長

今のところ指定管理者の導入は検討していない。

なかじま委員 多様な管理運用とは何を指しているか。

地域共生係長 事業総点検において施設管理を委託している業務について全庁的な見直しを行い、職員を置くというところが現状と合っていなかったため、これを削除して、現在の委託に合った内容に変えていくという趣旨の改正である。

なかじま委員 職員の規定を削除しなければならない理由は何か。

地域共生推進課長

職員を置くという規定がある場合、正規職員あるいは会計年度任用職員を置くというのが通常であるが、現在は委託という形で実施しており、その状態は条例に規定している姿ではないと判断したため、今回議案を上程した。ただ、施設に市職員は常駐していないが、担当職員を配置しており、必要に応じて現場確認や、受託者との定期的な情報共有の場を設けているため、管理自体は適切に行われていると考えている。

なかじま委員 防災対応等、例えば南海トラフ地震が起きた場合、職員だったらこうするというのが決まっているかと思うが、シルバー人材センターの業務として防災時の対応等についてはどのような指示をしているか。

地域共生係長 シルバー人材センターへの委託業務の内容として、受付事務や確認事務等があり、その仕様の中で、市職員と定例的に打合せを行うことになっている。発災時にどのような対応をするかについてもシルバー人材センターとすり合わせており、その内容に従って、避難指示等を来館者にしてもらうような流れになると考えている。

田崎委員 「職員を置く」という規定を削除することによって、逆に職員を置けない運用になることはあるか。

地域共生推進課長

職員の規定を削除することで職員が置けなくなるわけではないため、今後もし職員を置くということになれば、置くことは可能である。

田崎委員 今回上程されている他の議案における職員の規定の削除についても、一律で同じ見解ということでしょうか。

くらし文化部長

この後の議案第44号までについて、同じところで職員配置を明記しており、制約があったところを整理して、様々な形態で適正に管理ができるようにしたということである。

田崎委員 仮にそれぞれの受託業者の都合が悪くなった際に、緊急で職員を配置することもあると思う。この規定を削除してしまったことによって職員の配置に支障が出ると、逆にその多様性が損なわれるのではないかと感じる。職員の配置そのものを否定するものではないということでしょうか。

くらし文化部長

この規定がなくても場合によっては職員配置、直接配置するほうが効率的であることもあるかと思うため、今回の改正で職員の配置を阻害するものではないと考えている。

大島委員 シルバー人材センターに委託している交流プラザの管理範囲には、駐

車場も含まれているか。

地域共生係長 駐車場も含んでおり、何か使用者から連絡があった場合には、シルバー人材センターで一度受けてもらう形になっている。

大島委員 駐車場の植栽は、清掃委託に含まれているか。

地域共生係長 植栽の管理については別の業者に委託している。シルバー人材センターに委託しているものは日常清掃で、トイレを含めた館内清掃と施設周辺のごみや落ち葉拾いも含まれるが、植栽管理については別である。

大島委員 令和7年第2回定例会初日に審査した長久手小学校の4年にわたる改修工事の中で、工事車両の駐車場所を近隣で確保できないか教育総務課が動いていると思うが、交流プラザは駐車場が空いている時間帯もある。そういう話は聞いているか。

地域共生推進課長

正式にはではないが、借りることが可能かという話は来ている。

わたなべ委員 シルバー人材センターがずっと請負っているということだが、当初からか。

地域共生推進課長

交流プラザは昭和48年度に開館しているが、当時の資料が残っておらず、シルバー人材センターに管理委託を開始した時期については確認できない。

わたなべ委員 それだけ長い間シルバー人材センターに委託しているという理解でよいか。

地域共生推進課長

少なくとも28年前には既にシルバー人材センターに委託していたので、相当前からだと思われる。交流プラザの開館年度について、昭和48年度と答えたが、これは建物の建築年度であり、市が取得して開館したのは平成9年度であるため、訂正する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第39号 長久手市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地域共生推進課長

議案第 39 号について説明

富田委員 まちづくりセンターには現在会計年度任用職員が配置されているが、施設管理をシルバー人材センターに他の施設と合わせて一括で委託するという考えはあるか。

地域共生係長 この議案の提出に際して、まちづくりセンターの管理方法について変更するという考えは現在のところ持っていない。

大島委員 現在は午前に会計年度任用職員が 1 人配置され、午後はシルバー人材センターに委託して受付業務に 1 人配置となっているが、会計年度任用職員はいつからいなくなるのか。

地域共生係長 この議案に関して、施設の管理方法について変更する考えは今のところ持っていないため、会計年度任用職員に関してもこれまでどおり、午前 9 時から午後 1 時までないし 3 時までの勤務をしてもらい、その後の施設管理についてシルバー人材センターに委託する予定である。

大島委員 職員を置くという規定を削除しても、職員が置けるというのであれば、改正の意味がないのではないか。

地域共生係長 例えばまちづくりセンターでは、午後についてはシルバー人材センターの職員 1 人となり、市職員が置かれていない状況になるが、職員を置くという規定の「職員」が市職員を指すとする条に合っていないことになるため、改正する必要があるという考えで今回、議案を提出している。

大島委員 まちづくりセンターは、愛知万博のときに、市民が集まって何かできないかということで加藤梅雄町長時代にできたと思う。まちづくりを目的として 2 階は月額使用料でいろんな団体が借りているが、貸館だけではなく 1 階は自由に使用することができるようになっている。行政評価票で、「リニモテラスの整備によって近くに類似施設があるので、土地等の資産を他の用途に有効活用するため、機能の移転や集約を検討してください」というような意見が過去に出ており、今回の条例改正によってそういう動きになっていくのかと憶測してしまう。それに関してはどのように課長は聞いているか。

地域共生推進課長

リニモテラス等の類似施設との整理は必要になってくると思われるため、今後、検討を進めたいと考えている。

大島委員 まちづくりセンターは利用にあたって制約が多い。まちづくりを目的としているのだから、設置目的に合致した運営をしてほしい。単なる事務的な受付を委託するのではなく、まちづくりに関わるいろいろな方が利用できるような施設になるとよいと思っている。条例改正を機に、市としてはどのような方針で、このまちづくりセンターを運営していこうと考えているか。

地域共生係長 まちづくりセンターの機能については、今リニモテラスや共生ステーション等、市民がまちづくりに関していろいろ相談できる施設ができて

きたことも踏まえ、改めて検討していきたいと考えている。

なかじま委員 現在のまちづくりセンターの人員配置では、市民活動を支援する体制ではないように思われる。まちづくりセンターは共生ステーションと違い、専門的なアドバイスができる拠点として考えると、職員の規定を省くだけではなく配置される方のスキルが求められるのではないかと思うが、どのように整理しているか。

地域共生係長 午前中に勤務する会計年度任用職員については市で採用しており、その中には以前他の自治体で同様のまちづくり施設で働いていた方もいるため、一定の市民活動の相談に対応することは可能と考えている。そういった方をできれば多く採用して、市民の相談に応じられるようにしたり、その方で対応できない場合には、共生ステーションやリニモテラスにも相談に対応できる方がいると思うので、ネットワークを作っているいろいろな相談に幅広く対応できるような体制をとっていくことが必要ではないかと考えている。

大島委員 まちづくりセンターの設置目的は、市民と市との協働でまちづくりをするということであるのに、職員を置くという規定を削除するのは納得できない。リニモテラスという類似施設ができたから機能の移転を検討しているという市の方針があるのであれば、やはりそういうことも事前に議会に話をした上で条例改正議案を提出するべきではないか。

地域共生係長 今回の議案の提出に関しては、まちづくりセンターの管理方法そのものを変えるわけではないので、今までどおりの管理をする形になる。まちづくりセンターの機能をどうしていくかに関しては、検討していくところであり、今回の議案の提出によってまちづくりセンターの運営を変えていくということではないので、ご理解いただきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 10 時 45 分休憩>

<午前 10 時 55 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 40 号 長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

生涯学習課長 議案第 40 号について説明

わたなべ委員 実働 8 人の内容はどのようなか。

生涯学習課長 1 日に勤務した人数の総数であり、朝番や昼番、遅番を合わせて 1 日で 8 人が働いているということである。もちろん時間単位では人数が少なくなる。

わたなべ委員 8 人の職種はどのようなか。

生涯学習課長 指定管理者に管理を依頼しているので詳細までは確認していないが、正規職員及びアルバイトと聞いている。

わたなべ委員 例えば清掃業務をする方は、先程の人数に含まれるか。

生涯学習課長 含まれる。

大島委員 指定管理者が管理している範囲が市民野球場、市民テニスコート、杣ヶ池体育館、杣ヶ池テニスコート、菖蒲池テニスコート及び長久手スポーツの杜ということだが、これらの施設についてどのような管理を依頼しているか。

生涯学習課長 大まかに説明すると、施設予約の受付、貸出許可書の発行、施設の管理として例えば何か破損した場合は修繕し、その修繕内容が高額なものになれば市と協議して、その中で市が修繕しなければいけないものかどうかを確認をしていく形になる。利用者から何か要望があれば、指定管理者が対応するが、その内容について市と共有していく形になる。例えばテニスコートや体育館については、もうすぐ暑くなってくるので、何が必要なのかというところまでは考えてもらい、市と協議するという状況になる。

大島委員 例えば市民野球場だと予約は杣ヶ池体育館ですが、鍵を指定管理者が開けるのかとか、テニスコートならネットは借りる人が持っていつけるのかとか、ハマダスポーツ企画株式会社に指定管理している各施設では、どのような管理をしているのか。

生涯学習課長 杣ヶ池体育館の建物については、事務所がその場にあるので、開館時間中は施錠されず開放されている状況になる。施設内のトレーニングセンターと会議室、卓球場、アリーナ、柔剣道場については、基本施錠されているため、使う際には許可書を持って一度事務所に来てもらう形になる。

杣ヶ池公園については、植栽の管理を依頼しており、簡単なせん定やごみ拾いをお願いしている。

杣ヶ池テニスコートについては、ネットは張りっ放しになっており、もしネットが破れている等の問題があれば、利用者から杣ヶ池体育館の事務所のスタッフに伝えてもらう形になる。鍵は、杣ヶ池体育館の解錠

の際に同時に開けるので、使用する際にはそのままコートに入り、予約時間になったら使ってもらえるようお願いしている。予約時間より前に使っていることがわかった場合は、スタッフが予約時間以降に使用するよう注意を促し、スタッフが夜に施錠に行く際にまだ使用中であれば、退出してもらう。

菖蒲池テニスコートについては、朝、スタッフが鍵を開けに行き、鍵が開いた時点から使用可能となるが、以降閉めるまではスタッフがそこに常駐していない。このため、利用者自身で誰が使っているのかを確認しながら使ってもらっている。ネットは張りっ放しなので、何か問題があれば杣ヶ池体育館の事務所まで来てもらい、要望してもらう形になる。

市民野球場についても、予約に合わせて解錠する形であり、スポーツの杜も予約に合わせて解錠と施錠を行っている。

菖蒲池テニスコート、市民野球場、スポーツの杜も、除草やごみなど、要望があれば指定管理者のスタッフがそれぞれ対応しているのが現状となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 41 号 色金山歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

生涯学習課長 議案第 41 号について説明

大島委員 現在会計年度任用職員で茶室を運営しているが、「職員を置く」という規定が削除されると、令和 8 年度以降はどのようなになるか。

生涯学習課長 何年かは引き続き、会計年度任用職員による運営を続けていきたいと考えている。

大島委員 茶室については令和 7 年 1 月から 3 月まで、呈茶サービスが瀬戸保健所の指摘で中止となった。瀬戸保健所からは、不特定多数の来館者に飲食物を提供する形態は食品衛生法における「営業」に当たるということで、加工した飲食物を提供するためには、営業許可を取得する必要があるとのことだった。営業許可にあたり、令和 7 年 1 月 28 日の全員打合せ会での説明では、市の職員の誰かが食品衛生責任者になるということだったが、4 月から抹茶体験の料金を 500 円に改正し、抹茶は自分でた

てなければならなくなかった。器にあらかじめ抹茶の粉末が入っていて、ポットのお湯を入れてそれを茶せんでたてるのだが、掲示してある写真のように、濃い緑の粉末を薄い綺麗な抹茶アイスクリームのような色にするには、親切にたて方が書いてあるものの、経験のない人はできないと思う。現状、「抹茶体験」と言葉を変えて実施しているが、会計年度任用職員にとっては精神的ストレスが多いと思う。こういう運営を今後も続けていく予定か。

生涯学習課長 抹茶体験という形で案内しているので、自分で全て行うのが前提となるが、会計年度任用職員を配置しているので、たて方を聞いていただくことは可能であると思う。私も体験時に、教えてもらいながらたてたところ、ほぼ写真のようにたてることができた。どの会計年度任用職員でも教えることができるかどうかは確認したい。また、現状の良し悪しについては、いただいた指摘を踏まえて内部で相談し、どのような体験がよいのかブラッシュアップできればよいと思う。

大島委員 瀬戸保健所からの指摘事項については、改修が完了したということではよいのか。

課長補佐（文化財担当）

令和6年度の食品衛生法に係る是正点について、手洗い場の改修と扉の設置は完了し、検便の検査等のソフト部分についても食品衛生法に合致するよう是正した。

大島委員 今回は、「職員を置く」という条文を全部削除する七つの条例改正案が出されているが、施設ごとに貸館だったり市民活動を促進したりと、それぞれ設置目的が異なる。色金山歴史公園の茶室の会計年度任用職員は、業務の一つとして長きにわたりお茶をたてて接客してきた。瀬戸保健所からの指摘や改善点も含め、現場の十分な理解が必要であり、担当職員が現場に足を運んで、話し合いを密にしながら運営すべきだと思うが、どう考えているか。

生涯学習課長 現状がベストだとは決して考えていない。現場とは定例打合せをしており、何か課題があれば情報を共有して対応していきたい。

なかじま委員 2名配置している職員の業務範囲はどこまでか。

文化財係長 茶室等の施設管理、和室の貸出し、日常清掃といった維持管理業務と、抹茶体験の提供、色金山歴史公園内で異常がないかの見回りを行っている。

なかじま委員 今回、議案第35号の補正予算には古戦場駅周辺ウォークアブル事業や古戦場公園再整備事業にかかる予算を計上しており、フィールドミュージアム構想に基づいて進めていくとのことである。色金山は古戦場公園とセットでフィールドミュージアムであり、色金山歴史公園内の展望テラスの下にある大きなレリーフや、徳川家康が座った床机石など、全てがフィールドミュージアムで注目するポイントになると考えると、管理運営について、今後色金山自体を指定管理の対象にすることも検討して

いるか。

課長補佐（文化財担当）

古戦場公園だけでなく、ここを拠点にして、色金山や武蔵塚など市内に点在する史跡地を巡ってもらえるように進めているところである。色金山の一体的な管理という部分については、まだ主となる長久手古戦場記念館の指定管理者が決まっていないので、指定管理者が決まった後に聞き取りをしながら検討していく予定である。当面の間は会計年度任用職員での対応になると思う。

なかじま委員 夜間にテラスの破壊行為があったとの通報や、床机石に落書きがあったと聞いている。働いている方は女性２人で、少し人里から離れたところなので、管理体制として監視カメラを付ける等の対策が必要かと思うが、何か考えているか。

生涯学習課長 監視カメラの設置等の対策については予算も含めて考えていきたい。

大島委員 資料にある１日の実働人数２人、午前９時から午後４時までというのは、茶室での勤務ということでしょうか。

生涯学習課長 茶室のほか、来客のないときを見計らって公園内の巡回もお願いしている。

大島委員 公園全体の巡回も仕事の範囲ということか。

生涯学習課長 そのとおりである。

文化財係長 茶室自体は午前９時３０分からの開室となっており、勤務時間は９時からである。この３０分の準備時間中に異常がないかの点検をしてもらっている。

大島委員 展望テラスの一部が壊れかかっているという連絡は入っているか。

課長補佐（文化財担当）

展望テラスは老朽化が進んでおり、羽目板が取れてきていることは把握している。修繕費を使って部分的に対応しているが、将来的には大規模修繕が必要だと考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

所管事務調査

スポーツの杜など体育施設の今後について

生涯学習課長 スポーツの杜など体育施設の今後について説明する。まず体育施設に関連する計画について、いくつか説明する。1点目は第6次長久手市総合計画の基本目標の一つで、スポーツを活用した市民同士の交流の輪が広がっていくまちづくりを推進している。長久手市スポーツ推進計画の中でも、スポーツに関わることで生まれた繋がりを広げ、深めていくことができるような環境を整えることを推進している。2点目、屋外のスポーツ施設の現状と課題について説明する。現在、長久手市の人口は2035年頃から減少となることが予想されている。そのため、スポーツ施設の利用者が減少する恐れや、高齢化が進むことでスポーツへのニーズが変化するものと考えられる。ただ、令和6年度、スポーツ推進計画の中間見直しを行った際に実施したアンケートからは、若い世代のスポーツ離れ、スポーツ施設の整備・運用の改善、スポーツによる共生社会の実現といった意見も多く見られた。特に市内の屋外スポーツ施設は古いもので47年が経過するなど施設の老朽化が進んでおり、今後、大規模改修や施設の更新などで多額の費用が必要となる。3点目、課題の解決に向けて、菖蒲池テニスコート、市民テニスコート、市民野球場、スポーツの杜といった、点在している屋外のスポーツ施設について集約化、統廃合して、屋外スポーツ施設を整備することを提案したいと考えている。スポーツ施設を集約するメリットとしては、施設のスリム化が図られるので、施設管理等のランニングコストを削減できることと、この拠点に新たに公園機能を追加することで、今までスポーツと関わりが少なかった市民が気軽に訪れて、よりスポーツに接することが可能になる環境を整備することができると考えている。ただ、この拠点づくりには一定規模の敷地が必要になるため、土地利用の進んでいる市街化区域内で敷地を確保することは困難だと思われる。そこで、既存のスポーツ施設で一番大きなスポーツの杜を再整備して活用することで、十分な敷地が確保でき、再整備に伴うイニシャルコストの削減が見込めると考えている。なお、このスポーツの杜の付近では、瀬戸大府東海線の整備が予定されているので、市内外からのアクセスが向上すると考えられ、今まで以上に多くの方が利用されると見込んでいる。進捗状況として、令和5年度は、スポーツの杜に集約する施設の範囲の検討を市民アンケート結果を踏まえて実施した。令和6年度は、スポーツの杜の再整備方針について各関係機関と様々な協議を重ね、何とか方向性が固まった。ただ、この予算を執行することが可能となったときには令和6年度内での執行が困難であったので、予算を繰り越した。令和7年度は、まず令和7年度予算に繰り越したスポーツの杜再整備検討委託5,041万3,000円について、つい最近入札が終わり、3,000万円弱で契約予定である。委託内容は、現地・用地測量と境界の確定及び基準点の設置と、基本計画の策定、関係機関との協議、そして都市計画決定図書の作成を予定している。また、都市計画マスタープランの改訂と緑の基本計画の改訂も併

せて、各担当部局とも調整しながら進めていきたいと考えている。どういったイメージで動いているのかを別紙にまとめた。このとおり全部整備するのかどうかは、大分先の話になるので確約するわけではないが、都市計画決定にあたっては、この内容で説明していく予定である。同時に現地測量については、右側エリアの北浦池までの部分も含めた測量を予定している。左側エリアの野球場と多目的広場については現存のものとなるが、かなり老朽化しており、ダッグアウトや、多目的広場の屋根が古くて傷んできているので、改修したい。管理棟についてもかなり老朽化しているので、改修を考えている。照明のLED化については、運営費、電気代が安くなると考えられる。ウォーキングコースを設けることによって周回ができるので、スポーツに身近に触れていただけるようになる。右側エリアの駐車場、砂入り人工芝のテニスコート、更衣室、クレーコート等の予定地は現状は山であり、測量も含めてこれから精査していくので、どのくらい金額がかかるのかは全く想定できていない。左側エリアについても、境界を一部見直す必要があり、これから金額を算定していく。

田崎委員 スポーツの杜再整備検討委託の落札金額はいくらか。

生涯学習課長 2,717万円である。

田崎委員 2,717万円は税込みだと思うが、積算根拠はどのようなか。

課長補佐（スポーツ担当）

複数業者から見積もりを取り、設計書を組んだ。内容は測量業務と計画策定がメインとなる。

田崎委員 見積業者が落札したのか。

課長補佐（スポーツ担当）

そのとおりである。

田崎委員 駐車場の少なさが懸念される。砂入り人工芝やクレーコートの部分を駐車場にしたほうがいいと思うくらい、駐車場問題は利用者にとって深刻な問題である。集約する計画なので、その折り合いをしっかりとつけてほしいと思っているが、指定管理者の意見はどのようなか。

生涯学習課長 本委員会の皆さんに初めて見せており、これからハマダスポーツ企画株式会社の意見を聞きながら詰めていくところである。田崎委員が言うように駐車場は一つの大きな課題になるので、今ある土地の状況で駐車場を広げる方法について、これから議論していきたい。既存の駐車場が35台と28台、野球場と多目的広場の間の通路の路上駐車のは是非や大型バス対策も含めて、どうしていくのかをある程度想像しながら、対策を考えていきたい。駐車場が足りるかどうか、右側エリアのテニスコートをどうするかについては、いろんな考え方があると思う。計算等もしながら、ある程度固まり次第、また提案したい。

田崎委員 スポーツ施設に本来必要な駐車場機能について、スポーツ施設やアリーナ施設の整備・運営に関わる専門的な知見を持った人に優先的に確認

してほしい。既存施設においてもイベントや大会時に必要な駐車台数が不足している中、本来必要な駐車台数と今後フルスペックになった状態の必要台数について共有できないか。

生涯学習課長 いろいろと精査して、足りていないことや、必要ないものも含めてもう一度提案する。

木村委員 屋外スポーツ施設の集約化について、今後の土地の購入や予算が決まっていないという説明だったが、やはり計画する以上はある程度、予算があってできることだと思う。見通しはどのようなか。

生涯学習課長 総合計画やスポーツ推進計画に位置づけているとおり、まず土地を購入して公有地化を図る。金額については今賃借料で支払っている額とは異なるし、これから測量するので不明である。財源については、都市計画決定した上で都市計画税を充てたいと考えているが、市全体の優先順位も踏まえて財政部局と考えていきたい。

木村委員 土地の所有者との購入の話し合いは順調に進んでいるか。

生涯学習課長 令和7年4月1日に賃貸借契約の更新があった。その際契約書に「議会の承認を得た後、あるいは予算が確定し次第購入の話を進めていきたい」ことを記載し、各地権者に伝えた。基本的には前向きに話をさせてもらっており、反対する意向は今のところ聞いていない。

わたなべ委員 賃借料はいくらか。

課長補佐（スポーツ担当）

今年度の賃借料は約2,200万円である。

なかじま委員 長久手市のスポーツ施設整備等基本構想や、長久手市スポーツ推進計画では、「市役所周辺を候補地として集約施設を」ということだったと思う。N-バスの発着点とするとか、保健センターに隣接するとか、医療機関と連携する等の内容だったが、今回の説明では、スポーツの杜を拠点にするということである。道路台帳を見ると、あの辺りは狭隘道路で、北浦立花1号線は狭いところだと道路幅が4.6メートル、スポーツの杜の辺りだと5.3メートル程度である。交通安全の視点やN-バスを走らせるということだと、今後再整備に合わせて、バスが通行可能になるような道路改良の計画も行っていく予定があるのか。

生涯学習課長 関係部局には土木課も入っているが、道路の拡張という話になってくると簡単にはいかないなので、協議が必要になる。現状として、北浦立花1号線の拡幅については、遠い将来工事があると聞いたことがあるが、スポーツの杜の整備より大分先の話になる。進入経路について、お子さんが自転車で来る際には今は歩道もない状況なので、安全措置やN-バスの通行については、計画を進めるにあたり、各機関や土木課、みどりの推進課、都市計画課、安心安全課と協議していく。

なかじま委員 今後整備していくめどとして、第1期の部分はいつ頃までと考えているのか。

生涯学習課長 第1期は現状の野球場と多目的広場、同時に各種修繕を含めた整備を

なかじま委員 利便性などの点からスポーツの杜が最適地とは思わないが、そもそも拠点について、市役所の周辺だったのをスポーツの杜とした決め手になったのはどのようなことか。

なかじま委員 菖蒲池のテニスコートは景行天皇社に返却予定と聞いていたが、いつ頃になる予定か。

なかじま委員 資料照会で、杣ヶ池テニスコートとともに利用率がかなり高いことが確認できた。両施設ともに駐車場が充足しており、車での利用者は満足してそこを利用していると考えられる。道路拡張は協議が大変とのことですがすぐにはできないし、過去のアンケートで「スポーツの杜に行ったことがない」という回答も多かったことを考えると、果たしてスポーツの杜まで来て利用するだろうか。また、集約化の名の下に、いろんな競技がある中で、テニスコートのみいくつも整備することに疑問を感じる。テニスコートの移転は景行天皇社との約束というわけではないのか。

なかじま委員 菖蒲池テニスコートについては利用率が高い上に、トイレや人工芝など予算をかけてきれいにしたことや、生活習慣の一環としての利用も多い。小さな町とはいえ、スポーツの杜に移転するのは無理があるので継続を希望する。

生涯学習課長 提案について、今この場でお答えすることではないが、杣ヶ池テニス

コートは20時で閉まるが、日進市の総合運動公園や、口論議運動公園は21時で閉まる。この時間の差は、隣に住宅地がある場合、ナイターを可能とするには住宅地の皆さんの理解が得られるかどうかになる。同時に、香流苑跡地のどこかを潰して駐車場にしなければ、そこには移転できない。駐車場対策など様々な課題があるのでそれを精査し、例えば提案の香流苑跡地がよいかどうかについては議論の余地があるので全てを否定するわけではないが、市はスポーツの杜がベターであると考えている。

なかじま委員 生涯学習課が担当しているのはスポーツの杜で、香流苑は違う課が担当しているが、庁内でどうやって連携して話し合いを進めているのか。
くらし文化部長

香流苑については、売却含めて市長公室主導で行っているが、撤去工事については、くらし文化部環境課が進めている。香流苑跡地の取扱いについてはかねてより市長公室から答えているが、市民の意見を聞きながらどうしていくかをまとめ、その結果7割を売却して3割を緑地か何かにしていこうということで、売却の方向については一定の結論が出ている状況である。跡地を公有地にして公園や多目的広場にする等、いろいろ意見は出たが、市の財政状況も鑑みて売却と結論づけたという流れがある。今回はスポーツの杜についてだが、その他のところも含め、金額的な検討はできたとしても、周りの市民の方の意向や今までの議論も踏まえ、見極めが必要となる。なかじま委員の提案について、庁内では議論が深まっていない。

なかじま委員 香流苑のワークショップに何回か参加したが、基本的に最初から売却は決まっていた。市民が売却してほしいと言った訳ではなく、市が財政で困っているからこの分は売却しなければならないという説明から入っていた。土地の広さ等の情報は、そのワークショップの中で、市が整理したものを出してきた形だったので、市民から売却しなくてもよいのではという意見を出せる場はなかったと思う。公共財産の適正な配置は、各課だけで進めるのではなく、連携して話し合ってもらうのが一番ではないだろうか。例えば旧上郷保育園の跡地もよくわからない状態になっている。全体を通してスポーツの拠点については、市役所庁舎さえ建て直さないのに、スポーツ施設を優先することに疑問が残る。令和6年のスポーツ施設に行ったことがあるかというアンケートでは、「行ったことがない」という回答が高い割合であった。総合計画というのなら、まず土地の購入や市役所の整備も、お金のこととして同じ土俵で計画してもらいたい。スポーツの杜の土地を買ってスポーツ施設を集約する計画だが、財政に余裕があれば、道路幅を9メートルにするとか、歩道も付ければよい。財政に余裕がない中で、「行ったことがない」という回答が多いアンケート結果が出ているスポーツ施設を整備することについて、担当課としてはどう思うか。

くらし文化部長

担当課としては当然事業について、説明したとおりに進めているが、部以上の立場で考える場はある。説明しているとおりの総合計画等の上位計画の方針として、スポーツの杜に屋外スポーツ施設を集約し、かつ土地は購入をしていく流れが基本的に決まっている。私も香流苑のワークショップに参加していたが、市から財政状況により売却したいと話したため、議論が深まらなかった可能性もあるかもしれない。残して公園にする何千平米の部分についても、「ボール遊びがしたい」という意見もあったが、片や「苦情が出るので、遊び場にして人が集まるのはあまりよくない」という意見もあり、結論としては決して様々な要望のすべてを満たしている訳ではない。一つは市としての方針がスポーツの杜であること、もう一つは香流苑のワークショップで結論が出ているということ踏まえて、財政的に比較したとしても、香流苑にスポーツの杜の機能を持っていくことは今のところ考えていない。

なかじま委員 市役所庁舎も総合計画の中で建て替えると位置づけて、近隣の土地を買ってきた中で、後になればなるほど老朽化による危険も増すし、建築資材も高くなって、想定していたよりも整備することが大変になっている状況がある。スポーツの杜との優先度について、部長としてどう考えているか。

くらし文化部長

事業総点検でもあったとおり、今後事業を進めていくに当たっては優先順位をつける必要がある。財政の見通しも出ている中で、今年度計画している本事業の総額を見極める必要があるが、市役所庁舎の建て替えも、何十億円と日を置くごとに高くなっている状況であり、場所も様々な可能性を考えているところである。どれを優先するかについては、担当部署としてはスポーツの杜について責任を持って進めたいという思いは当然あるが、市全体で進める中で、最終的には市長を含めて皆で判断していくことになる。

なかじま委員 事業総点検の中で整理していくということでよいか。

くらし文化部長

少し違う。事業総点検は令和8年度の予算に向けて実施しており、スポーツの杜については令和9年度以降に用地買収に係る予算等を議論していくことになるため、事業総点検の後の検討となる。

なかじま委員 市役所庁舎建て替えやスポーツの杜再整備、香流苑売却について、全体を通しての優先順位を事業総点検で整理するというものでよいか。

くらし文化部長

事業総点検に限らず、大きな事業については判断する場があるため、そこで議論されと考えている。

大島委員 第1期工事と第2期工事で、同一の地権者はいるか。

課長補佐（スポーツ担当）

2 件で 2 人いる。

大島委員 第 2 期工事には、その同一の人を除いて何人地権者がいるか。
課長補佐（スポーツ担当）

測量の結果によって増減するかもしれないが、予定では 8 人いる。

大島委員 第 2 期工事の地権者には構想に関する情報を伝えているか。

生涯学習課長 まだ入札を終えたばかりなので、地権者には伝えていない。今日説明した内容は初めて公開する情報である。

大島委員 スポーツの杜の現在の駐車可能台数は何台で、今後何台にする予定か。

生涯学習課長 既設の駐車場は 28 台と 35 台が駐車可能である。このままでは足りないのではないかとということも含め、どうするか今後検討したい。

大島委員 図面上に第 2 期工事で整備予定とある駐車場を合わせると、駐車台数は何台になるのか。

生涯学習課長 どこに駐車場を作るのが妥当かも含めて、委託先と調査検討して作り込んでいく。

委員長 この際、暫時休憩。

<午後 0 時 20 分休憩>

<午後 1 時 30 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

生涯学習課長 スポーツの杜再整備検討委託について契約予定と説明したが、契約済みであったため訂正する。

なかじま委員 令和 7 年度のスポーツの杜の借地料は 2,194 万 2,000 円であり、20 年借りたとすると、5 億円近い額と計算できるが、これを購入するとなると少なくとも 10 億円、下手すると 20 億円弱になると想定される。予算が要求どおりにつかないこともある中で、スケジュールを含め、担当課としてどのように手続きしていくのか。

生涯学習課長 手続きとしては、様々な決定要素がある。例えば今回の議会への説明についても、部長会議もしくは市長も交えた会議をいくつか踏んだ上で、企画政策課や財政課が事務局となる会議において、生涯学習課からこういった内容で進めていきたいということを説明した上で、最終的に議会への説明に至っている。今後、まずは金額をある程度概算として計算し直し、先ほど言った部長や市長を交えた会議に、議題として上げるような形になる。その中で、例えば市役所庁舎や他の公共施設での高額な修繕工事との兼ね合いを議論してもらい、スポーツの杜について判断してもらうというのが生涯学習課の立場である。

なかじま委員 今、中学校の体育館にエアコンを設置するということで、かなりの費用がかかるが、体育館は貸出しもしており使い勝手がだんだんよくなることを期待している。運動場には特に対策はしないと思うが、スポーツの杜については、芝生化することでヒートアイランド現象の緩和ができ

るといったメリットがあり、スポーツ施設として有効に活用していけるのではないかなと思う。スポーツ施設の芝生化について担当課として考えていることはあるか。

生涯学習課長 現状のスポーツの杜多目的広場については、予算の範囲内という前提で、例えば菖蒲池のテニスコートのような人工芝の可能性は、検討の材料の一つになる。

なかじま委員 天然芝については考えていないということで理解した。市長公約でスケートパークが検討されているが、このスポーツ施設の中でどう整理しているか。

生涯学習課長 スケートパークについては、要望している団体等に直接ヒアリングしたところ、スポーツの杜に作ることは需要が見込めない反応だったため、躊躇しているところである。もちろん全く作らないということではなく、計画上の検討材料の一つではある。

山田委員 杵ヶ池体育館の現状と課題についてはどう捉えているか。

生涯学習課長 杵ヶ池体育館については今回 154 万円の補正予算を計上した。内容はアリーナ空調を導入することを前提とした大規模修繕の変更設計であり、154 万円の中にはその他に、雨漏りしている屋根、シャワールームやトイレの修繕、柔剣道場の畳の交換を含む。今回もう一度再設計し、令和 8 年度以降の予算として計上していきたいと考えている。大規模修繕であるため、半年程度杵ヶ池体育館を閉鎖することを考えている。

山田委員 杵ヶ池体育館では様々な競技の大会が行われる。例えば剣道は、市内外から 300 人くらいが参加するが、観客ゼロで送迎のみという状況が続いている。また市内在住者であっても、大会にもかかわらず南小や南中に駐車場を借りて、徒歩で来場する状況であり、瀬戸市などスポーツ施設を集約化して十分な駐車場を確保している自治体が近隣にある中、正直言って恥ずかしい思いをしている。公共施設の駐車場は常備しておくべきであり、杵ヶ池体育館の駐車場も増設あるいは用地を借用させてもらうことはできないか。

生涯学習課長 第 1、第 2 駐車場ともに満車となるケースが多々あることは承知している。いまずぐに土地を買うわけにはいかないが、課題としては認識しているので、これから検討していく。

大島委員 文化の家の西側は用地の一部を道路にした。スポーツの杜も、これから工事するのであれば、敷地の一部を道路にして少しでも改善できるように、スポーツの杜再整備検討委託の業務の中で検討できないか。

生涯学習課長 全ての道路を買い取ることは難しいが、セットバックするとか、第 1 期工事ではウォーキングコースを整備する予定であるため、委託先に検討させることは可能である。

委員長 質疑がないようなのでスポーツの杜など体育施設の今後についての所管事務調査を終了する。

委員長 閉会中の継続調査について継続調査申出一覧のとおり、引き続き閉会
中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

＜異議なし＞

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申
し出ることで全委員了承。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 1 時 45 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 7 年 6 月 11 日

総務くらし建設委員会委員長 伊藤真規子